

津野町告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に津野町が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のように定める。

平成 22 年 1 月 6 日

津野町長 池 田 三 男

第一 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

- 一 高知県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）の場合

指名競争入札に参加することができる者は、指名競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を含む。以下「資格審査」という。）を受け、津野町建設工事指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。

ただし、平成 21 年 10 月 1 日（以下「審査基準日」という。）において、1 に掲げる事項のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。

資格者名簿の工事種別は、建設業法別表の区分に従い、2 に掲げる資格審査事項について審査した結果及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定

する事項を総合的に勘案した結果、その資格を有するものとする。

なお、資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）とが合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業を譲り受けた場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行うものとする。

ただし、有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業法に基づく建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けた場合及び無資格者である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、有資格個人の資格を承継するものとする。

1 次に掲げる事項に該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 平成21年1月1日から同年9月末日までの間に、手形又は小切手の不渡り事故を引き起し、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 審査基準日前日（平成21年9月30日）までに納期限の到来した国税及び地方税（津野町内のものに限る。）を滞納している者。ただし、申請時までには完納した場合は、この限りでない。

2 資格審査事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 客観的事項の審査

平成6年6月8日建設省告示第1461号（建設業法第27条の23第3項の審査の項目及び基準）により定められた審査基準及びそれに準じ

た基準により行う。

(2) 主観的事項の審査

工事施工実績、工事成績、信用状態、工事安全成績、労働福祉の状況、法令違反等の事項について、審査を行う。

二 県外建設業者の場合

指名競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登録された者とする。ただし、審査基準日において、1に掲げる事項に該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。なお、資格審査による格付は行わない。

三 高知県内に主たる営業所を有する土木、建築事業等に係る調査計画及び設計業務者(以下「県内業者」という。)の場合

指名競争入札に参加することができる者は、審査基準日において、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者で、国土交通省統一様式による測量及び建設コンサルタント等の業務に係る指名競争入札参加資格審査申請書(第1号様式による。以下「申請書」という。)を町長に提出し、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、指名競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

- 1 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者
- 2 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 4 平成21年1月1日から同年10月末日までの間に、手形又は小切手の不渡り事故を引き起し、銀行当座取引を停止されている者
- 5 審査基準日前日までに納期限の到来した国税及び地方税(津野町内のものに

限る。)を滞納している者。ただし、申請時まで完了した場合は、この限りでない。

四 県外業者の場合

指名競争入札に参加することができる者は、三の1から5までに掲げる事項のいずれにも該当せず、かつ、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者で、次に掲げる登録を受けている者とする。

- 1 測量業務測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録
- 2 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条の規定に基づく登録
- 3 地質調査業務 地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条の規定に基づく登録

第二 建設工事指名競争入札参加資格審査申請書の提出時期、方法等

一 県内建設業者

- 1 指名競争入札に参加することを希望する者は、国土交通省統一様式(又は高知県様式)による建設工事指名競争入札参加資格審査申請書(第1号様式による。以下「申請書」という。)を平成22年2月1日から同年2月28日までの間に町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合及び合併等の場合を除く。
- 2 申請書を提出する者は(以下「申請者」という。)、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建設業許可の写し

- (2) 建設業に従事する職員一覧表
- (3) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書、完成工事高原価報告書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）
- (4) 審査基準日前日までに納期限の到来した国税及び地方税の納税証明書
- (5) 建設業退職金共済組合加入証明書の写し
- (6) 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
- (7) 経営事項審査結果通知書の写し
- (8) その他資格審査に関し町長が特に必要と認めた書類

二 県外建設業者

指名競争入札に参加することを希望する者は、国土交通省統一様式による建設工事指名競争入札参加資格審査申請書を平成 22 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間に町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合及び合併等の場合を除く。

三 県内外業者

- 1 指名競争入札に参加することを希望する者は、申請書を平成 22 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの間に町長に提出しなければならない。
- 2 申請書を提出する者（以下「申請者」という。）は、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書
 - (2) 営業所一覧
 - (3) 測量等実績調書
 - (4) 技術職員名簿（県内業者に限る。）

- (5) 技術者経歴書 (県外業者に限る。)
 - (6) 申請者が法人である場合は商業登記簿の謄本、個人である場合はその者の身分証明書
 - (7) 申請者が法人である場合は審査基準日の直前 1 年の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は審査基準日の直前 1 年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - (8) 納税証明書 (審査基準日前日までに納期限の到来した国税及び地方税について滞納がない旨の所管の税務署長、県税事務所長及び市町村長の証明書)
- 3 2 の定めにかかわらず、県外業者の場合は次に掲げる書類をもって 2 の (2) (3) 及び (5) から (7) までに掲げる書類に代えることができる。
- (1) 建設コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し
 - (2) 地質調査業者登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し
 - (3) 補償コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し

第三 資格の取消し

町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を取り消すものとする。

- 一 審査基準日以後に、第一の一の 1 の (1) から (4)、又は第一の三の 1 から 4 までに掲げるいずれかの事項に該当することとなった者
- 二 申請書及び同添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をした者

第四 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

この場合、当該有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 一 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
- 二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- 三 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てを行った者

第五 指名競争入札参加者の選定等

- 一 町長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、資格者名簿に登録された者（資格者名簿に登録された者を構成員として予備指名通知を経て結成された特定建設工事共同体を含む。）のうちから、当該入札に係る工事の施工について、次に掲げる事項を総合的に勘案して、当該入札に参加させようとする者の選定等を行う。

- 1 技術的適性
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当の有無
- 3 不正又は不誠実行為の有無
- 4 信用状態
- 5 工事成績
- 6 技術職員の数及び状況
- 7 当該工事に関する地理的条件
- 8 その他施工状況等

- 二 資格者名簿に登録された者が、業務等について不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振のときは、別に定める基準により指名停止等を行う。

第六 申請書の変更届

申請書を提出した後、次に掲げる事項について変更があったときは、4号様式により変更届を直ちに津野町長に提出しなければならない。

- 一 営業所の名称及び所在地
- 二 商号又は名称
- 三 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 四 前三号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項